

～市民一人ひとりが交通安全の主役です～

平成31年 春の交通安全市民総ぐるみ運動

仙台市実施要領 [5/11(土)～5/20(月)]

運動のねらい

本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民総ぐるみによる道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の重点

- ・ 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶

交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(月)

本運動は、統一地方選挙の実施に伴い、5月11日(土)～20日(月)に実施するが、4月は児童・生徒等が入学や進学を迎える時期であることから、4月9日(火)～18日(木)の期間を「新入学児童等保護・誘導対策強化期間」とし、新入学児童等に対する交通安全教育、街頭指導等を行う。

主唱：仙台市交通安全対策会議

運動の重点に関する主な推進項目

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

(1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容

- ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
- イ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者による幼児・児童への教育の促進



(2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容

- ア 高齢者自身による身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

(3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容

- ア 高齢運転者に対する加齢に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）が交通行動に及ぼす影響などに関する安全教育及び広報啓発

▼サポカーSロゴマーク

- イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
- ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進



- エ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

▼高齢運転者標識

- オ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底



- カ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

(4) 共通項目

- ア 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
- イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の促進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の促進
- エ 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

2 自転車の安全利用の推進

- (1) 「仙台市自転車の安全利用に関する条例」の周知徹底
- (2) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務の周知徹底
- (3) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用と、自転車の定期的な点検整備の促進
- (4) 「自転車安全利用五則」を活用した車道通行の原則、歩道での歩行者優先と車道よりの徐行、左側通行、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の徹底等に関する交通ルール・マナーの周知徹底
- (5) 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用などの危険性の周知徹底
- (6) 自転車通行空間（普通自転車専用通行帯、自転車道等）が整備された箇所における走行ルールの周知徹底
- (7) 幼児を幼児座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進



3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化



4 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動などを通じた飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (4) 事業所等における運行前のアルコール検知器の使用など飲酒運転根絶に向けた取組の実施



運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が市民に正しく理解・認識され、運動の重点及び推進項目の趣旨が市民各層に定着し、市民一人ひとりが交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開するものとする。

さらに、交通安全に対する市民の更なる意識の向上を図り、市民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故ゼロを目指す日」を実施する。

- 1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- 2 主催機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動などの諸活動を展開し、又は支援する。
- 3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、携帯端末、ポスター・チラシ、広報車等、各種広報媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。
- 4 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう配慮する。
- 5 市及び区は以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。その際、民間団体等との幅広い連携を図るとともに、若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努める。
 - (1) 地域、家庭等における活動
 - ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
 - イ 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成などによる危険箇所の把握と解消
 - ウ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
 - エ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進
 - (2) 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動
 - ア 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
 - イ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成などによる子供の目線からの危険箇所の把握と解消
 - (3) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の安全な行動等の指導
 - イ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成などによる高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
 - (4) 職域における活動
 - ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全講習等の開催
 - イ 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - ウ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - エ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - オ 自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底
 - カ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進